

令和 6 年 11 月 20 日

がん研究会健康保険組合
被保険者・被扶養者各位

がん研究会健康保険組合

保険証廃止後の対応について

現行の健康保険証については令和 6 年 12 月 2 日に廃止となり、以降の新規交付・再交付はされません。今後はマイナ保険証で医療機関を受診いただく形となりますが、経過措置として令和 7 年 12 月 1 日まで現在お持ちの当健保組合発行の保険証を継続使用することができます。マイナ保険証をお持ちでない方は引き続き保険証での受診をお願いいたします。

《12 月 2 日以降の医療機関受診について》

■ マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証での受診をお願いいたします。

■ マイナ保険証を所有していない方

経過措置として令和 7 年 12 月 1 日まで現在お持ちの保険証を使用できます。経過措置が終わるまでにマイナ保険証の利用登録手続きをお願いいたします。

経過措置終了後、マイナ保険証の利用登録をされていない方については、当健保組合から発行される「資格確認書」にて受診いただく形となります。初回のみ対象の方へ「資格確認書」を自動交付いたします。詳細は令和 7 年 10 月以降に改めてご案内いたします。

氏名変更や紛失により保険証が使用できなくなった場合

保険証の新規交付・再交付はありません。マイナ保険証の利用登録をし、マイナ保険証での受診をお願いいたします。マイナ保険証での受診を希望されない方は「資格確認書」が必要となりますので、資格確認書交付申請書をご提出ください。（氏名変更や紛失の届出も必要となります）

《資格確認書について》

マイナ保険証の所有がなく、当健保組合発行の保険証も所有していない方が交付の対象となります。A 4 紙での発行となり、有効期間はその年度の 3 月 31 日までです。有効期間後もマイナ保険証ではなく、引き続き資格確認書を使用しての受診を希望する場合は、新たな資格確認書の交付のため毎回交付申請手続きが必要となります。

（資格確認書交付申請書については 12 月より当健保組合 HP に掲載予定です）

以上

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

がん研究会健康保険組合（内線：6700、6701）